

京都市告示第99号

京都市観光駐車場条例第8条及び京都市駐車場条例第21条の2の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、観光駐車場及び路外駐車場（京都市先斗町駐車場、京都市山科駅前駐車場及び京都市醍醐駐車場を除く。）の管理を次のように委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 京都市駐車場公社	京都市下京区綾小路 通烏丸西入童侍者町 167番	1 駐車場を設置目的に従って利用に供すること。 2 駐車場の施設及び附属設備並びに物品の維持管理に関すること。 3 受託者が受託された業務を執行するために必要とする物品の調達に関すること。 4 駐車場の利用状況の調査及び利用促進に関すること。

(建設局管理部建設総務課)